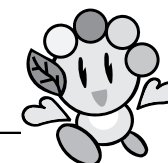


平成29年度

特別徴収のしおり

- 退職・転勤等で給料を支給しなくなる人が出たとき …… p. 9～14
- 入社等により新たに特別徴収を始める人がいるとき …… p. 15～16
- 事業所の所在地や名称、書類送付先を変更するとき …… p. 17
- 税額が変わったとき（納入書の記入について） …… p. 4
- 退職手当に係る市・県民税があるとき[説明 p. 7～8] …… p. 18～19



群馬県太田市役所
市民税課市民税二係

〒373-8718
群馬県太田市浜町2番35号
TEL (0276) 47-1111 (代表)
TEL (0276) 47-1818 (直通)
FAX (0276) 47-1870

※ 用紙は太田市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.ota.gunma.jp>)

特別徴収義務者 様

太田市長 

市民税・県民税特別徴収義務者の指定について

貴社(所)におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度市民税・県民税について、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに太田市税条例第45条第2項の規定により、貴社(所)を特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることとなりました。

つきましては、関係書類をお送りいたしますので、ご多忙中誠にお手数とは存じますが、徴収及び納入について特別のご配慮を賜りたくご依頼申し上げます。

群馬県と群馬県内全市町村では
平成29年度から
個人住民税の給与からの
特別徴収の実施を徹底します

- 市民税・県民税の特別徴収について 1
 - 1. 特別徴収とは
 - 2. 納税義務者となる人
 - 3. 税額通知書の交付について
 - 4. 月割額の徴収
 - 5. 月割額の納入
 - 6. 税額が変更された場合

- 市民税・県民税の算出について 2
 - 1. 市民税・県民税の算出方法
 - 2. 税率
 - 3. 所得控除
 - 4. 税額控除

- 特別徴収税額の納入方法について 4
 - 1. 納入書について
 - 2. 送付について
 - 3. 納入書の記入について
 - 4. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

- 届出内容に変更が生じたときの手続きについて 6
 - 1. 特別徴収していた給与所得者が異動したとき
 - 2. 入社した給与所得者を特別徴収とするとき
 - 3. 特別徴収義務者の所在地等が変更になったとき

- 退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収について . . . 7
 - 1. 退職所得額の金額
 - 2. 税額の計算方法
 - 3. 納入および納入申告書等の提出
 - 4. 納入書裏面記載例

◎各種届出書類◎

- 給与所得者異動届出書 〈用紙3枚〉 . . . 9～12
 - 退職・休職する
 - *退職・休職日が6月～12月
 - ・異動者から一括徴収の申出がない場合 → 普通徴収へ切り替え 〈記載例①〉 . . . 13
 - ・異動者から一括徴収の申出があった場合
 - *退職・休職日が1月～4月 → 一括徴収 〈記載例②〉 . . . 13
 - 転勤・転職先で特別徴収する → 特別徴収を継続 〈記載例③〉 . . . 14
- 特別徴収に係る給与所得者新規申出書 15
 - 入社等により特別徴収を開始する → 新規で特別徴収 〈記載例④〉 . . . 16
- 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 17
 - 事業所の所在地等が変更になった → 変更内容を届出
- 退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書 18
 - 退職手当等に係る市民税・県民税が発生 → 特別徴収税額納入内訳書を作成 〈記載例⑤〉 . . . 19

○市民税・県民税特別徴収について

1. 特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者が給与所得者に毎月支払う給与の中から個人住民税を徴収し、従業員に代わって市町村へ納付する制度です。このとき、税額を徴収する側となる給与支払者を「特別徴収義務者」、税額を徴収される側となる給与所得者を「納税義務者」といいます。

2. 納税義務者となる人

平成29年1月1日現在太田市に住所を有し、平成28年中に給与の支払いを受け、かつ平成29年4月1日現在において給与の支払いを受けている方。

(注) 平成29年1月2日以後に太田市外へ転出されても、平成29年度分の市民税・県民税は1年間分太田市へ納めていただくこととなります。

3. 税額通知書の交付について

同封した「平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は5月31日までに納税義務者へお渡しください。その際、退職、その他の理由により交付不能の方がいましたら、異動届出書を添えて速やかにお返しください。

4. 月割額の徴収

税額通知書(特別徴収義務者用)に納税義務者毎の月割額が表示してありますので、それにより、毎月給与を支払う際に徴収してください。

5. 月割額の納入

- (1) 毎月給与支払いの際に月割額を徴収し、翌月10日までに指定の金融機関等で納入書により納入してください。10日が土曜・日曜日・祝日等の場合、その休日明けの日までが納期限となります。
- (2) 納期限までに納入しないと納期限の翌日から延滞金を納入しなければなりませんので、ご注意ください。特別徴収義務者が、納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端

数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

【納入取扱場所】

- ・群馬銀行
- ・足利銀行
- ・埼玉りそな銀行
- ・東和銀行
- ・栃木銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・アイオー信用金庫
- ・足利小山信用金庫
- ・群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県及び東京都所在の各ゆうちょ銀行・郵便局
- ・桐生信用金庫
- ・しのめ信用金庫
- ・あかぎ信用組合
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・太田市農業協同組合
- ・新田みどり農業協同組合
- ・太田市役所（納税課）

6. 税額が変更された場合

お知らせした税額が確定申告・修正申告等により、変更になった場合は新たに「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書に指定してある月から変更後の月割額によって徴収してください。（納入金額の変更は、p.4参照）

また、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は本人に交付してください。

○市民税・県民税の税額の算出について

1. 市民税・県民税の算出方法

$$\boxed{\text{給与収入額}} - \boxed{\text{給与所得控除}} + \boxed{\text{給与以外の所得額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税標準額}}$$

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{年税額}}$$

2. 税率 均等割

区 分	市民税	県民税
上乗せ前の均等割額	3,000円	1,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源 ※1 (平成26年度から平成35年度までの10年間)	500円	500円
ぐんま緑の県民税 ※2 (平成26年度から平成30年度までの5年間)	—	700円
合 計	3,500円	2,200円

3. 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額200万円		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除	支 払 金 額		
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
		15,000円以下のとき	全額
	旧契約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除額の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
地震保険料控除	支 払 金 額		
	保地 険料 震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	契旧 長 約 期	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

◎ 分離譲渡所得等がある場合は、左記の算式と異なります。

◎ 税額控除額は、調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・配当割控除・株式等譲渡所得割額の合計額です。

所得割

市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

※1 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」による上乗せ

※2 森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税による上乗せ

配 偶 者 控 除		一 般 老 人 S22(1947)1.1以前生	33万円 38万円
配 偶 者 特 別 控 除	所 得 金 額		控除額
	38万円超45万円未満		33万円
	45万円以上50万円未満		31万円
	50万円以上55万円未満		26万円
	55万円以上60万円未満		21万円
	60万円以上65万円未満		16万円
	65万円以上70万円未満		11万円
	70万円以上75万円未満		6万円
	75万円以上76万円未満		3万円
	76万円以上		0万円
障 害 者 控 除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)		26万円 (30万円) (53万円)	
寡 婦 (寡 夫) 控 除 (特別寡婦の場合)		26万円 (30万円)	
勤 労 学 生 控 除		26万円	
扶 養 控 除	一 般 (H13(2001)1.1以前生(特定扶養・老人扶養対象者を除く))		33万円
	老 人 (S22(1947)1.1以前生)		38万円
	特 定 (H6(1994)1.2～H10(1998)1.1生)		45万円
	同 居 老 親 等		45万円
基 礎 控 除		33万円	

4. 税額控除

(1) 配当控除

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(2) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	県民税
3 / 5	2 / 5

(3) 調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の方
次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の方
次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除	一般	5万円	配偶者控除	一般	5万円
	普通	1万円		老人	10万円
障害者控除	特別	10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円
	同居特別	22万円		40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	5万円		特定	18万円
寡夫控除	1万円	老人		10万円	
勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円		

(4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税	県民税
控除額の割合	3 / 5	2 / 5

(5) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1800万円以下	56.307%
1800万円超4000万円以下	49.16%
4000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

○市民税・県民税特別徴収税額の納入について

1. 納入書について

当市納入書につきましては、OCR(光学文字読取り装置)により処理を行っていますので、折り曲げたり、汚したりしないようご注意ください。

2. 送付について

当市では、税額決定時にその年度分(翌年5月分まで)の各月の納入書をまとめてお送りしています。

納入税額に変更が生じた場合、納入書はお送りしていません。税額の変更通知書をご覧のうえ、下のとおり納入してください。

3. 納入書の記入について

(1)金額に変更がない場合は、記入不要です。(納入金額(2)欄の記入も不要です。)

(2)金額に変更がある場合は、納入金額(1)欄の金額を黒ペンで二重線で消し(訂正印不要)、納入金額(2)欄に変更後の金額を枠からはみ出さないように記入してください。

記入例:確定申告により、9月分納付額に変更が生じたため、納入税額が50,000円から58,000円に変更になった場合

群馬県 太田市 個人市民税 領収証書 (㊦) 個人県民税	群馬県 太田市 個人市民税 納入書(原符) (㊦) 個人県民税	群馬県 太田市 個人市民税 納入済通知書 (㊦) 個人県民税																																																																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>1:0:2:0:5:9</td> <td>00350-6-960025</td> <td>群馬県太田市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td colspan="2">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>999999</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年9月分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> 納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。 </td> <td>給与分 (一括徴収分 を含む。)</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>退職 所得分</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>□□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="2">平成29年10月10日</td> </tr> <tr> <td>日計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり領収しました。(納入者保管用) </td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者	指定番号	納入金額(1) 円		999999	50,000		平成29年9月分			納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□	退職 所得分	□□□□□□□□□□	延滞金	□□□□□□□□□□	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□	納期限	平成29年10月10日		日計	円		(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり領収しました。(納入者保管用)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>1:0:2:0:5:9</td> <td>00350-6-960025</td> <td>群馬県太田市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td colspan="2">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>999999</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年9月分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> 納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。 </td> <td>給与分 (一括徴収分 を含む。)</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>退職 所得分</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>□□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="2">平成29年10月10日</td> </tr> <tr> <td>日計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり納入します。(金融機関等保管) </td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者	指定番号	納入金額(1) 円		999999	50,000		平成29年9月分			納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□	退職 所得分	□□□□□□□□□□	延滞金	□□□□□□□□□□	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□	納期限	平成29年10月10日		日計	円		(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり納入します。(金融機関等保管)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>1:0:2:0:5:9</td> <td>00350-6-960025</td> <td>群馬県太田市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td colspan="2">納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>999999</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年9月分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td>指 定 番 号</td> <td>納入金額(1) 円</td> </tr> <tr> <td>平成2909</td> <td>□□□□□□□□</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>102059</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> 納入すべき金額が右上の納入 額(1)の欄の金額と異なるとき は、納入金額(1)の欄を横線で抹 消し、納入金額(2)の欄に記入し てください。 </td> <td>給与分 (一括徴収分 を含む。)</td> <td>億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>退職 所得分</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>□□□□□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>□□□□<u>58</u>□□□□</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="2">平成29年10月10日</td> </tr> <tr> <td>日計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり通知します。(受付店→群馬銀行太田支店太田市役所出張所(取りまとめ店)→太田市)(太田市役所保管) </td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者	指定番号	納入金額(1) 円		999999	50,000		平成29年9月分			年 月	指 定 番 号	納入金額(1) 円	平成2909	□□□□□□□□	50,000	102059			納入すべき金額が右上の納入 額(1)の欄の金額と異なるとき は、納入金額(1)の欄を横線で抹 消し、納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□	退職 所得分	□□□□□□□□□□	延滞金	□□□□□□□□□□	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□	納期限	平成29年10月10日		日計	円		(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり通知します。(受付店→群馬銀行太田支店太田市役所出張所(取りまとめ店)→太田市)(太田市役所保管)		
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																																																												
1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者																																																																																																												
指定番号	納入金額(1) 円																																																																																																													
999999	50,000																																																																																																													
平成29年9月分																																																																																																														
納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
	退職 所得分	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	延滞金	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
納期限	平成29年10月10日																																																																																																													
日計	円																																																																																																													
(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり領収しました。(納入者保管用)																																																																																																														
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																																																												
1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者																																																																																																												
指定番号	納入金額(1) 円																																																																																																													
999999	50,000																																																																																																													
平成29年9月分																																																																																																														
納入すべき金額が右上の 納入額(1)の欄の金額と異 なるときは、納入金額(1)の 欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してくだ さい。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
	退職 所得分	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	延滞金	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
納期限	平成29年10月10日																																																																																																													
日計	円																																																																																																													
(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり納入します。(金融機関等保管)																																																																																																														
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																																																												
1:0:2:0:5:9	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者																																																																																																												
指定番号	納入金額(1) 円																																																																																																													
999999	50,000																																																																																																													
平成29年9月分																																																																																																														
年 月	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																																																												
平成2909	□□□□□□□□	50,000																																																																																																												
102059																																																																																																														
納入すべき金額が右上の納入 額(1)の欄の金額と異なるとき は、納入金額(1)の欄を横線で抹 消し、納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収分 を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
	退職 所得分	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	延滞金	□□□□□□□□□□																																																																																																												
	合計額	□□□□ <u>58</u> □□□□																																																																																																												
納期限	平成29年10月10日																																																																																																													
日計	円																																																																																																													
(特別徴収義務者) 〒 373-0000 住 所 又は 所在地 群馬県太田市浜町〇番〇号 氏 名 又は 名称 株式会社 様 領 収 日 付 印 上記のとおり通知します。(受付店→群馬銀行太田支店太田市役所出張所(取りまとめ店)→太田市)(太田市役所保管)																																																																																																														

納入済通知書の金額欄に〒は記入しないでください。

4. ゆうちょ銀行・郵便局の指定 について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行または、郵便局を利用される場合は、当市の納入取扱局として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行または、郵便局名を記入のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行または、郵便局に提出してください。

平成 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長
_____ 郵便局長 様

太田市長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税および県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたのでご通知します。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 口座番号 | 00350-6-960025 |
| 1. 加入者の名称 | 群馬県太田市会計管理者 |
| 1. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター |

○届出内容に変更が生じたときの手続きについて

1. 特別徴収していた給与所得者が異動したとき

市民税・県民税を特別徴収することとされている給与所得者が、退職・休職・転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をすみやかに提出してください。（地方税法第321条の5第3項）特別徴収済月・徴収済額、異動後の未徴収税額の徴収方法などをご記入ください。〈記載例①～③〉

* 未徴収税額の取り扱いについては、できる限り一括徴収をお願いします。なお、異動日が1月1日から4月30日までの間は、本人からの申し出に基づくことなく一括徴収しなければならないとされています。（地方税法第321条の5第2項）

2. 入社した給与所得者を特別徴収とするとき

年度途中での就職等により、給与所得者を特別徴収へ切り替える場合は、「特別徴収に係る給与所得者新規申出書」を提出してください。税額通知等の発送は、届出書を受付した日の属する月の翌月10日前後となりますので、事務処理の都合にあわせて、特別徴収開始可能な月をご記入ください。〈記載例④〉

3. 特別徴収義務者の所在地等が変更になったとき

特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称・書類送付先等が変更となった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。変更前・変更後の情報をご記入ください。なお、変更となる項目のみの記載で結構です。

※ 異動届出書の提出が遅れた場合は、次のような不都合が生じます

- ・ 給与所得者の異動に伴って変更した税額で納入いただく際、異動届出書が提出されないまま納入いただいても、太田市ではその異動内容が把握できません。したがって、納税額に不足が生じたと判断し、納期限から20日以内に特別徴収義務者へ督促状が送付されます。（地方税法第329条）
- ・ 退職等により特別徴収できなくなった税額を普通徴収（個人納付）に切替える場合、異動届出書の提出が遅れると未徴収税額を納付できる回数が少なくなり、納税義務者に納付していただく各納期ごとの納付額が多くなってしまいます。

※ 各種届出用紙が不足したとき

- ・ コピーしてご利用ください。
- ・ 太田市ホームページ（<http://www.city.ota.gunma.jp>）に書式を掲載してありますのでご利用ください。
[オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 市民税課（諸証明書、特別徴収関係、法人・市民税）> 特別徴収関係]
また、検索サイトから「太田市 申請書」で検索することもできます。

○退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収について

退職手当等に対する市民税・県民税は、退職手当等の支払いが行われる際、その支払者が他の所得とは区別して税額を算出し徴収する現年分離課税となっておりますので、次のとおり取扱いをお願いします。

1. 退職所得額の金額

(1) 退職所得額の計算

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

- ・ 1,000円未満の端数切捨て。
- ・ 勤続年数が5年以下の法人役員等については、2分の1を乗じない。

(2) 退職所得控除額の計算

イ. 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

ロ. 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- ・ 勤続年数は、1年に満たない月数・日数があるときは切り上げ。
(例：勤続年数が30年8ヶ月の場合 → 勤続年数は31年)
- ・ 在職中に障害者となったことに起因して退職した場合、上記のイまたはロの金額に100万円を加算した金額を控除額とする。

2. 税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に税率（市民税は6%、県民税は4%）を適用して計算します。

(参考) 特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

(注) ① 退職所得の金額 (収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た金額) に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる (退職所得の金額は、1,000円単位)。

② 特別徴収すべき税額 (市民税額、県民税額) に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる (特別徴収すべき税額は100円単位)。

3. 納入および納入申告書等の提出

(1) 納入先

納入先は、退職手当等の支払を受ける人のその退職手当等の支払いを受けるべき日 (通常は退職した日) の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村となります。

(2) 納入の際の留意点

納入の際は、納入書の「退職所得分」欄に徴収した税額を記入し、給与分月割額と合わせて納入してください。また、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」の記入もお願いします。いわゆる「マイナンバー」については、法人と個人事業主では記載方法が異なるためご注意ください。

○法人の場合

各法人へ通知されている13桁の「法人番号」を記載してください。

○個人事業主の場合

金融機関へ提出する納入書裏面の「個人番号」については、個人情報保護の観点から記載は不要です。

(3) 特別徴収税額の内訳等について

退職手当等の支払額および徴収税額の内訳等について、別紙「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」(p.18) または、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の写しの提出をお願いします。

退職手当等に対する市民税・県民税額を記載してください。
また、この合計額を納入書(表面)の「退職所得分」欄にも記載してください。

4. 納入書裏面記載例

市民税・県民税 納入申告書 (法人用)														
(あて先) 太田市長										(受付印)				
平成 29 年 11 月 10 日 提出														
平成 29 年 10 月分				人員		1 人								
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
				3	0	0	0	0	0	0	0			
特別徴収 税額	市民税					3	4	5	0	0	0			
	県民税					2	3	0	0	0	0			
特別徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地		太田市本町 222-22											
	氏名 又は名称		太田産業 株式会社 印											
	法人番号		※個人事業主は、ここに番号を記載しないでください。											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。														

“法人マイナンバー”を記載してください。
ただし、個人事業主の方は、マイナンバーは記載しないでください。

※平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に係る住民税について、計算方法が変更されました。

- (1) 退職手当等に係る個人住民税の税率適用後の所得割額から10%を控除する措置が廃止されました。

区分	退職所得の金額	税率	税額控除
従来の計算方法	(支払金額 - 退職所得控除額) × 2分の1	市民税6%、県民税4%	税額の10%
		↓ 変更なし	↓ 改正
改正後の計算方法	(支払金額 - 退職所得控除額) × 2分の1	市民税6%、県民税4%	廃止

【改正後】

(退職金支払額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (1,000円未満は切捨て) … A
Aの額 × 税率10% (市民税6%・県民税4%) = 特別徴収すべき金額 (100円未満は切捨て)

- (2) 法人役員等で勤続年数5年以下の場合、退職所得金額を2分の1にする措置が廃止されました。

区分	退職所得の金額	税率	税額控除
従来の計算方法	(支払金額 - 退職所得控除額) × 2分の1	市民税6%、県民税4%	税額の10%
		↓ 改正	↓ 改正
改正後の計算方法	支払金額 - 退職所得控除額	市民税6%、県民税4%	廃止

【改正後の勤続年数5年以下の法人役員等】

(退職金支払額 - 退職所得控除額) (1,000円未満は切捨て) … A
Aの額 × 税率10% (市民税6%・県民税4%) = 特別徴収すべき金額 (100円未満は切捨て)

※上記改正は1月1日以降に支払いを受けるべき日である退職手当等から適用されます。支払いを受けるべき日とは、基本的に退職日で、株主総会やその他正当な権限がある機関の決議が必要な場合はその決議があった日です。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※太田市処理欄

平成 年 月 日 (あて先) 太田市長	給 与 支 払 者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		氏名又は名称											宛 名 番 号				
		代表者の 職 氏 名 印	(印)										連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係			
		法人番号 (個人番号)												氏名			
給 与 所 得 者												異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給 与 支 払 額	退職手当等の 支 払 予 定 額			
フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)				異動年月日	年 月 日	1. 特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) →新勤務先でC欄を記入
氏 名	(旧姓)										(イ) 徴収済月 徴収済額	異 動 の 事 由		2. 一括徴収 (未徴収税額を退職者から 全額徴収して納入) →A欄を記入	控 除 社 会 保 険 料 額	勤 続 年 数	
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日											年 月分から	1. 退職(普・障) 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業				9. その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引き きれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
個人番号											(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月分まで				3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入	
1月1日 現在の住所	(必ず記入願います。)											円					円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)										円					円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由	異動者印	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	※太田市記入欄
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		月 日	支払予定日ごとの 徴収予定額	年度
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため		月 日	合 計 (上記(ウ)と同額)	
B欄 一括徴収できない理由		一括徴収した税額は、 月分で納入します。		済 月
(○を付してください。)		(月 日納期限分)		始 月
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため				期
2. その他 理由 ()				期
				平成 年 月 日 入力
				担当者

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)

月割額 円 月分から徴収し 納入します。	給 与 支 払 者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係		
		氏名又は名称	(印)										氏名			
		代表者の 職 氏 名 印												電話		
給与支払方法及びその期間	新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について										必 要 ・ 不 要		経 理 責 任 者 氏 名			

(注意) 4 3 2 1 「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付してください。また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませてください。一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※ 太田市 処理欄	
-----------------	--

平成 年 月 日 (あて先) 太田市長	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号					
		氏名又は名称	宛 名 番 号					
		代表者の 職 氏 名 印	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係				
		法人番号 (個人番号)		氏名				
			電話					
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円	異動年月日	年 月 日	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支 払 額 (支払予定額)
フリガナ		(イ) 徴収済月	円	異 動 の 事 由		1. 特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) →新勤務先でC欄を記入	円	円
氏 名	(旧姓)			年 月分から 年 月分まで	1. 退職(普・障) 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業	9. その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引き きれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者	2. 一 括 徴 収 (未徴収税額を退職者から 全額徴収して納入) →A欄を記入	円
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	円			3. 普 通 徴 収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入	控除社会 保 険 料 額	勤 続 年 数
個人番号	(必ず記入願います。)						円	年
1月1日 現在の住所								
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由	異動者印	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 日	一括徴収予定額		※ 太田市 記入欄	年度	事由	済月	始月
		年12月31日まで、申出があったため (月 日申出)	支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)					
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため	月 日	円	平成 年 月 日 入力	担当者					
B欄 一括徴収できない理由		月 日							
(○を付してください。)		一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (月 日納期限分)							
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため									
2. その他 理由 ()									

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)

月割額 円 月分から徴収し 納入します。	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係		
		氏名又は名称	氏名			
		代表者の 職 氏 名 印		電話		
給与支払方法及びその期間		新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について	必 要 ・ 不 要	経 理 責 任 者 氏 名		

「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
 新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付してください。
 一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※ 太田市 処理欄	
-----------------	--

平成 年 月 日 (あて先) 太田市長	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号						
		氏名又は名称											宛 名 番 号						
		代表者の 職 氏 名 印	(印)										連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係					
		法人番号 (個人番号)															氏名		
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)				円		異動年月日		年 月 日		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		1月1日以降 退職時までの 給与支払額		退職手当等の 支 払 額 (支払予定額)	
フリガナ										異 動 の 事 由		1. 特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) →新勤務先でC欄を記入		円		円			
氏 名		(旧姓)		(イ) 徴収済月		年 月分 から		年 月分 まで		1. 退職(普・障) 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業 9. その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引き きれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者		2. 一 括 徴 収 (未徴収税額を退職者から 全額徴収して納入) →A欄を記入 3. 普 通 徴 収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入		控 除 社 会 保 険 料 額		勤 続 年 数			
生 年 月 日		大正・昭和・平成・西暦		年 月 日															
個人番号				徴収済額		円													
1月1日 現在の住所		(必ず記入願います。)		円															
現 住 所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		円													

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A 欄 一括徴収の理由		異動者印	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一括徴収予定額		※ 太田市 記入欄				
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)				支 払 予 定 日 ごと の 徴 収 予 定 額	合 計					
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため		円	(上記(ウ)と同額)							
		円								
B 欄 一括徴収できない理由				一括徴収した税額は、 月分で納入します。						
(○を付してください。)				(月 日納期限分)						
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため										
2. その他 理由 ()										

C 欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)

月割額 円 月分 から徴収し 納入します。	給 (特別 徴収 義務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
		氏名又は名称	(印)										氏名		
		代表者の 職 氏 名 印													
給与支払方法及びその期間				新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について		必 要 ・ 不 要						経 理 責 任 者 氏 名			

注意
 「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
 新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事由を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続きを済ませてください。
 一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

<記載例①>……10月分まで事業所で徴収し、退職等により残税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

平成**年 9月25日		〒373-0853 太田市浜町1番1号	特別徴収義務者 指定番号	999999	
(あて先) 太田市長		金山産業 株式会社	宛名番号	00067	
給与者(特別徴収義務者)		代表者の職氏名印 金山 太郎 (金山産業代表者印)	連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係 人事給与係 氏名 金山 一郎 電話 0276-22-2222	
給与所得者		フリガナ オオタ ハナコ	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	
氏名 太田 花子 (旧姓 新田)		特別徴収税額(年税額) 240,000円	1. 特別徴収継続(新勤務先で徴収を継続) → 新勤務先でC欄を記入	円	
生年月日 大正昭和 平成・西暦 50年 7月 7日		異動の事由	2. 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入) → A欄を記入	円	
個人番号 987654321098		① 退職(普・障) ② 転勤・転職 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 会社倒産 ⑦ 住所誤報 ⑧ 育児休業	3. 普通徴収(未徴収税額を本人が納付) → B欄を記入	円	
1月1日現在の住所 太田市本町5番5号 (必ず記入願います。)		徴収済月 徴収済額 80,000円	9. その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引ききれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者	円	
現住所 同上 (給与の支払を受けなくなった後の住所)		未徴収税額(ア)-(イ) 160,000円		円	

特別徴収税額の通知書に記載されている番号を記入してください。

この届を記入された方の連絡先を記入してください。

異動者の氏名を記入してください。

課税年度の1月1日の住所を記入してください。

1月1日以降住所の異動があった場合は最新の住所を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由		異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	※太田市記入欄
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)			月 日	支払予定日ごと(上記(ウ)と同額) 円	
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			月 日	合計(ウ)と同額) 円	
B欄 一括徴収できない理由		一括徴収した税額は、 月分で納入します。(月 日納期限分)			年度 事由 済月 始月
① (○を付してください。)					平成 年 月 日 入力 担当者
5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため					
2. その他 理由()					

退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額の合計と社会保険料を記入してください。

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)		〒		特別徴収義務者 指定番号	
月割額 円	フリガナ	代表者の職氏名印	連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係	
月分から徴収し納入します。	氏名又は名称		氏名	氏名	
給与支払方法及びその期間	代表者の職氏名印		電話	電話	
	新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について	必要・不要	経理責任者 氏名		

理由に○を付してください。

異動者(退職者等)の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額の合計を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

3. 普通徴収後日、未徴収税額分の納税通知書をご本人宛に送付します。

<記載例②>……退職等により、税額を一括徴収し、10月分でまとめて納入する場合

一括徴収する月の前月まで

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※ 太田市 処理欄	特別徴収義務者 指定番号 999999
	宛名番号 00067
連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係 人事給与係 氏名 金山 一郎 電話 0276-22-2222

特別徴収税額の通知書に記載されている番号を記入してください。

この届を記入された方の連絡先を記入してください。

平成**年 9月25日 (あて先) 太田市長	所在地 〒373-0853 太田市浜町1番1号	特別徴収義務者 指定番号 999999
	氏名又は名称 金山産業 株式会社	宛名番号 00067
	代表者の 職氏名印 金山 太郎 (金山産業 代表者印)	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号 人事給与係 金山 一郎 0276-22-2222
フリガナ オオタ ハナコ	特別徴収税額 (年税額) 240,000円	異動年月日 **年 9月 30日
氏名 太田 花子 (旧姓)	(イ) 徴収済月 **年 6月分から **年 9月分まで	異動の事由 ① 退職(普通) ② 転勤・転職 ③ 退職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 会社倒産 ⑦ 住所誤報 ⑧ 育児休業 ⑨ その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引ききれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
生年月日 大正昭和 平成・西暦 50年 7月 7日	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 160,000円	異動後の未徴収 税額の徴収 1. 特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) → 新勤務先でC欄を記入 2. 一括徴収 (未徴収税額を退職者から 全額徴収して納入) → A欄を記入 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) → B欄を記入
個人番号 987654321098	徴収済額 80,000円	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 3,524,860円
1月1日 現在の住所 太田市本町55番5号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)		退職手当等の 支払額 1,840,230円
現住所 同上		控除社会 保険料額 458,669円
		勤続年数 13年

異動者の氏名を記入してください。

課税年度の1月1日の住所を記入してください。

【注意】
4 3 2 1 「宛名番号」の欄には、「転勤先」の欄には、「給与所得者」の欄には、給与所得者に関する特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
2 1 「転勤先」の欄には、「給与所得者」の欄には、給与所得者に関する特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
1 「転勤先」の欄には、「給与所得者」の欄には、給与所得者に関する特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由	異動者印 (太田)	給 退 支 給 支 給 支 給 支 給 支	与 又 は の 給 支 給 支 給 支 給 支 給 支	一 括 徴 収 予 定 額	合 計 (上 記 (ウ) と同 額)
① 異動が平成**年12月31日までで、申出があったため(9月30日申出)		9月30日	20,000円	160,000円	
2. 異動が平成**年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため					
B欄 一括徴収できない理由					
(○を付してください) 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()					
			一括徴収した税額は、10月分で納入します。 (11月10日納期限分)		

退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額の合計と社会保険料を記入してください。

2. 一括徴収に○を付してください。

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)	特別徴収義務者 指定番号
月割額 円	係
月分から徴収し 納入します。	氏名
給与支払方法及びその期間	電話
新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について	必要 不要
	経理責任者 氏名

異動年月日が12月31日以前の場合は、ご本人の印が必要です。

異動者(退職者等)の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額の合計を記入してください。

一括徴収する税額を何月分で納入するか記入してください。一括徴収する税額の納入月は、原則、徴収済月の翌月です。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

<記載例③>……転勤等により、11月から〇〇工業株式会社で特別徴収を継続する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

ご注意
「宛名番号」の欄には、給与所得者に関する特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、
一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

平成**年 9月25日		〒373-0853 太田市浜町1番1号	特別徴収義務者 指定番号	999999
(あて先) 太田市長		金山産業 株式会社	宛名番号	00067
給与所 フリガナ オオタ ハナコ		代表者の 職氏名印 金山 太郎	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係 人事給与係 氏名 金山 一郎 電話 0276-22-2222
氏名	大田 花子 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額)	異動年月日	**年 9月 30日
生年月日	大正昭和 平成・西暦 50年 7月 7日	(イ) 徴収済月	異動の事由	1. 退職(普通) 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業 9. その他 A. 総受給者が2名以下 B. 他事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引き きれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	徴収済額	異動後の未徴収 税額の徴収	○特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) →新勤務先でC欄を記入
1月1日 現在の住所	太田市本町55番5号	未徴収税額 (ア)-(イ)	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	3,524,860
現住所	同上	240,000	退職手当等の 支払額 (支払予定額)	1,840,230
		80,000	控除社会 保険料額	
		160,000	勤続年数	13
			普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入	458,669

特別徴収税額の通知書に記載されている番号を記入してください。

この届を記入された方の連絡先を記入してください。

1. 特別徴収継続に○を付けてください。

異動者の氏名を記入してください。

課税年度の1月1日の住所を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由	異動者印	給与又は 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 (合計) (上記(ウ)と同額)	※太田市記入欄
1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		月 日	円	
B欄 一括徴収できない理由		月 日	円	
(○を付けてください) 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当がないため 又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由 ()		一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (月 日納期限分)		

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)				
月割額	20,000 円	〒373-0847 太田市西新町88番地8	特別徴収義務者 指定番号	333333
10月分から徴収し 納入します。		カブシキカイシャ マルホシコウギョウ 株式会社 丸星工業	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係 総務課 氏名 群馬 二郎 電話 0276-77-7777
給与支払方法及びその期間	月給25日	代表者の 職氏名印 群馬 一郎	経理責任者 氏名	群馬 二郎
		新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について		必要 ○ 不要

当市で新規に特別徴収事務所となる場合は記載不要です。

新事業所で月割額を何月分から徴収し、納入するかを記入してください。

異動者(退職者等)の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額の合計を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

特別徴収に係る給与所得者新規申出書

※ 太田市記入欄

平成 年 月 日 (あて先) 太田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新規	
		フリガナ		連絡者の 係		
		氏名又は名称		係及び氏 名並びに	氏名	
		代表者の 職氏名印	印	電話番号	電話	
給与 納税 所得者	フリガナ	左記の給与所得者（納税義務者）について、 <input type="text"/> 月分（ 年 月10日納期限分）から (※2) 特別徴収を希望します。				
	氏名					(旧姓)
	1月1日の住所					
	現住所	新規の理由 1 平成 年 月 日に入社したため (給与支払開始日：平成 年 月 日) 2 その他(具体的に) ----- -----				
	生年月日					明・大・昭・平 年 月 日
	年税額	円				
納付済額 (※1)	普通徴収	円(第 期分まで)	新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について		必要・不要	
	前職での 特別徴収	円(月分まで)				

指定番号は必ず記入してください。
当市で新規に特別徴収事業所となる場合は○印をつけてください。

(※1) 普通徴収の納期限が過ぎている分については、特別徴収へ切替えることができません。
 (※2) 税額通知書等の発送は、この「給与所得者新規申出書」を受付した日の属する月の翌月10日前後となります。事務処理の都合等にあわせて、特別徴収開始可能な月をご記入ください。

※太田市記入欄

入力日	担当者
平成 年 月 日	

<記載例④>……新規に10月から特別徴収を開始する場合（年税額84,000円、前職で8月分まで21,000円納付済）

特別徴収の開始を予定している月を記入してください。

当市において既に特別徴収していただいている事業所は、指定番号を記入してください。新規の場合は新規に○をつけてください。

特別徴収に係る給与所得者新規申出書

貴社の所在地、名称及び代表者の職氏名の記入・押印をしてください。

特別徴収に切替える方の氏名を記入してください。

課税年度の1月1日の住所を記入してください。現住所がそれと異なる場合も記入してください。

本人に確認し、年税額と既に納付済（または納付予定）の金額と期別を記入してください。

平成**年 9月10日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒373-0853 太田市浜町1番1号	特別徴収義務者 指定番号	999999 新規	
(あて先) 太田市長			フリガナ	カナヤマサンギョウ	連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	人事給与係
			氏名又は名称	金山産業 株式会社		氏名	金山 一郎
			代表者の 職氏名印	金山 太郎 (印)	電話	0276-22-2222	
給 納 税 義 務 者 (給 与 所 得 者)	フリガナ	オオタ ハナコ		左記の給与所得者（納税義務者）について、 10 月分（**年11月10日納期限分）から (※2) 特別徴収を希望します。			
	氏名	太田 花子 (旧姓)					
	1月1日の住所	太田市本町55番5号		新 規 の 理 由	① 平成**年10月1日に入社したため (給与支払開始日：平成**年10月25日) ② その他(具体的に) ----- -----		
	現住所	同上					
	生年月日	明・大 昭 平 50年 7月 7日					
	年税額	84,000 円		新規に特別徴収事業所となる場合 当市作成の納入書の送付について		必要 ・ 不要	
納付済額 (※1)	普通徴収	円 (第 期分まで)	前職での特別徴収				

指定番号は必ず記入してください。当市で新規に特別徴収事業所となる場合は○印をつけてください。

(※1) 普通徴収の納期限が過ぎている分については、特別徴収へ切替えることができません。
(※2) 税額通知書等の発送は、この「給与所得者新規申出書」を受付した日の属する月の翌月10日前後となります。事務処理の都合等にあわせて、特別徴収開始可能な月をご記入ください。

※太田市記入欄

入力日	担当者
平成 年 月 日	

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

平成 年 月 日 (あて先) 太田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ		連絡者の課・ 係及び氏名 並びにその 電話番号	課・係
		氏名又は 名称			氏名
		代表者の 職氏名印		電話	

変更年月日	平成 年 月 日	届出理由	1. 所在地移転 2. 商号変更 3. 統合・合併 [※ 下の欄に記入] 4. 組織変更・法人成り 5. 送付先変更 6. その他()			
事項	変更前		変更後			
フリガナ						
所在地	〒		〒			
フリガナ						
名称						
電話番号						
書類送付先	フリガナ					
	所在地	〒		〒		
	フリガナ					
	名称					
※ 統合・合併後の 指定番号について	1. 指定番号 へ一本化する。 2. 指定番号を新設し、一本化する。 3. それぞれの指定番号を引き続き使用し、複数の指定番号で管理する。		別途、給与所得者異動届出書をご提出ください。	※ 太田市 記入欄	入力日 平成 年 月 日	担当者



退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

特別徴収指定番号

平成 年 月 日	平成 年 月分	納入年月日		特別徴収義務者の所在地・名称（氏名） 印											
		平成 年 月 日													
(あて先) 太田市長		納入税額		報告人数		法人番号または個人番号									
		円		人		連絡先（担当）					（電話）				
退職所得の支払いを受ける方の 当該年1月1日の住所・氏名			退職所得等の支払金額		退職所得控除額の計算の 基礎となった勤続年数		徴収税額					備考			
					1年未満の端数切り上げ 年		市民税額		県民税額		合計				
住所															
氏名		先 順 位 分													
住所															
氏名		先 順 位 分													
住所															
氏名		先 順 位 分													
住所															
氏名		先 順 位 分													
住所															
氏名		先 順 位 分													

※退職手当を受給される方がいる場合、上記内訳書の提出をお願いいたします。

※支払者の法人番号または個人番号を記入してください。

※先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分欄にその支払者による退職手当等の支払い額、勤続年数、特別徴収された市民税額、県民税額を記入してください。

<記載例⑤>……退職者2名に退職手当等の支払いがあり、これに係る税額の徴収をした場合

今回、内訳書で報告する退職者の人数をご記入ください。

特別徴収の指定番号を記入してください。

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

特別徴収指定番号
222222

今回納入する税額の合計額を記入してください。(先順位分は含まない)

平成**年 10月 10日	平成**年 10月 分	納入年月日	特別徴収義務者の所在地・名称(氏名)
		平成**年 11月 10日	太田市〇〇町1-1 太田株式会社
(あて先) 太田市長	納入税額 750,000 円	報告人数 2 人	法人番号または個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
			連絡先(担当) 総務課 山田 (電話) 0276-〇〇-〇〇〇〇

法人事業主は13桁の法人番号を、個人事業主は12桁の個人番号をご記入ください。

退職金を支払った退職者の住所、氏名を記入してください。

退職所得の支払いを受ける方の 当該年1月1日の住所・氏名	退職所得等の支払金額	退職所得控除額の計算の 基礎となった勤続年数	徴収税額			備考
			市民税額	県民税額	合計	
住所 太田市▽▽町1-2 氏名 太田 太郎 先順位分	30,000,000	1年未満の端数切り上げ 35 年	345,000	230,000	575,000	
住所 太田市□□町2-3 氏名 金山 次郎 先順位分	12,568,300 35,000,000	1年未満の端数切り上げ 26 年	105,000 11,000	70,000 7,300	175,000 18,300	
住所 氏名 先順位分		1年未満の端数切り上げ 年				
住所 氏名 先順位分		1年未満の端数切り上げ 年				
住所 氏名 先順位分		1年未満の端数切り上げ 年				

納入内訳書を記入した担当者の所属、名前、連絡先をご記入ください。

今回支払った、退職金の支払額をご記入ください。

※退職手当を受給される方がいる場合、上記内訳書の提出をお願いいたします。
 ※支払者の法人番号または個人番号を記入してください。
 ※先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分欄にその支払者による退職手当等の支払い額、勤続年数、特別徴収された市民税額、県民税額を記入してください。

先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分の欄に支払金額、市民税、県民税額等をご記入ください。

1年未満の端数は切り上げて計算してください。
勤続年数が34年5か月の場合は35年になります。